

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

1 事務事業の概要

1 事務事業の 名称	市民活動総合補償制度事業									
1－2 担当	部	市民生活部	課 又は施設	市民協働課	係	協働推進係	評価票作成者	課長補佐兼市民活動振興担当係長 浅田利一		
1－3 総合計画 における施策の体系	①節	交流と市民参加 「市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり」				③基本施策	市民参加・市民活動支援		コード	5－1－2
						④単位施策(中)	協働の担い手の支援		コード	5－1－2－3
	②項	参加と協働				⑤単位施策(小)	市民活動支援補助制度の創設		コード	5－1－2－3－3
1－4 事務事業の 目的の精査	対象と 対象の数	市民活動を行っている市民			意図（対象を事務事業によ ってどのような状態にするの か）	市民活動中の不測の事故に対し一定の補償を行うことにより、市民が安心して活動に参加できる環境をつくり、より多くの市民 の参加と活動の盛り上げを図る。				
1－5 事務事業の 内容	現在の「自治会活動総合保険」の補償内容を再検討し、広く市民活動を補償対象とした保険制度とする。 また、市主催行事等に各課個別加入の保険の一本化により、事務や経費の効率を図る。									

2 事務事業実施の状況

2－1 事務事業の実施における基本認識		事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み	社会状況等の事務事業がおかれる環境把握	市民ニーズの認識
	平成18年度	補償対象の拡充を図るため、近隣市町契約内容、補償対象を参考にしながら現状を検証した。	協働によるまちづくりが進めていくには、市民の力が必要不可欠であり、その力を発揮しやすい環境作りとしてより一層の補償内容の拡充が求められる。	各地域での市民活動の大きな妨げとなっている事故やけがの補償に対し、市で一括して保険に加入し、保険料も市が負担することにより、経費や手続き面での住民（地域）負担の軽減につながる。
	平成19年度	補償対象の拡充を図るため、近隣市町契約内容、補償対象を参考にしながら新保険のための予算措置、要綱整備を行った。	〃	〃
	平成20年度	本年度より従来の自治会活動保険を見直し、NPOボランティア団体も補償対象とする市民活動総合保険をスタートさせた。説明会を開催したり、広報に掲載するなどして周知を図った。	〃	市民が善意で行った社会貢献活動から発生する賠償事故や障害事故を補償していくことは、活動を安心して行っていくためにも求められている。
	平成21年度	区長会やボランティア団体の会議で説明を行い、制度の周知に努めた。	〃	〃
	平成22年度	市民が区、町内会などのコミュニティ活動やボランティア活動について積極的に参加出来るようにするため、補償制度に加入し支援を行った。また、チラシを作成し、区長会やホームページにより周知を図り安心してコミュニティ活動に参加できるようにPRを行い、偶然、不慮の事故等に遭われた市民に対して補償支援を行った。		
	平成23年度	今年度も区、町内会などのコミュニティ活動、子ども会、PTA、NPOやボランティア活動など積極的に参加ができるよう、市民活動総合補償制度に加入し、社会貢献的な活動に参加して事故等に遭われた場合の支援を行った。		
	平成24年度	今年度は、老人会及び婦人会の団体を保険対象に追加し、安心して活動できるよう支援した。また、地縁組織である区、町内会のコミュニティ活動や子ども会、PTA、NPOのボランティア活動なども引き続き継続して、市民活動総合補償制度に加入し、社会貢献的な活動の際に事故等に遭われた方の支援に努めた。		
	平成25年度			
	平成26年度			
	平成27年度			

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名			前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明				
	市民活動室利用登録団体数			75(団体)	80(団体)	当該年度の市民活動室利用登録団体数				

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移（アウトプット分析）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績a(単位)	26,200(世帯)	26,200(世帯)	27,500(世帯)	27,450(世帯)	27,571(世帯)	27,720(世帯)	27,850(世帯)			
	直接事業費b(千円)	3,770	3,770	1,741	1,897	1,864	948	947			
	人件費c(千円)	128	128	128	128	124	120	120			
	合計コストd(b+c)(千円)	3,898	3,898	1,869	2,025	1,988	1,068	1,067			
	単位コストd/a(千円)	一世帯当たり0.149	一世帯当たり0.149	一世帯当たり0.068	一世帯当たり0.073	一世帯当たり0.072	一世帯当たり0.039	一世帯当たり0.038	当たり	当たり	当たり

アウトプット実績（活動数値）の補足説明	→	活動実績 本保険の対象となる世帯数（契約世帯数） 直接事業費 保険料 人件費 3,000円×20日×2H=120千円
---------------------	---	---

2－4 成果指標に 対応する実績と達 成度の推移	指標対応実 績（団体）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		73	80	87	95	109	111	121			
	後期目標値 に対する達 成度（％）	91.30	100.00	108.00	118.7	136.3	138.8	151.3			

3 ■ 事務事業の自己評価結果

3－1 評価結果 (アウトカム自己 分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	単年度 担当課評価	B	A	A	A	A	A	A			

- 4段階評価結果
- A：上位目的である施策に貢献しているので継続する
B：事務事業の実施手法や環境（予算的・人的）に改善が必要
C：縮小等、事務事業としての見直しが必要
D：事務事業の廃止が相当
- 判断の基準
- ①必要性（必要な事務事業であるか）
②公共性（公が実施する意味があるか）
③妥当性（ニーズに対して投入が適正か）
④効率性（結果に至る活動に無駄はないか）
⑤有効性（活動の結果が上位の目的に貢献しているか）
⑥市民満足度（事務事業が対象にしている市民を満足させているか）

3－2 評価の内容		今後の環境変化を踏まえた課題認識	次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
		自治会活動における事故を対象としてきたが、環境の変化からも、より一層市民活動をサポートする意味で、対象範囲や補償内容を拡充していく必要がある。	近隣市町村では、既にまちづくりのために活動をする市民団体も補償対象に含め運用が図られており、参考にしながら契約内容を検討する。	年間の請求件数が10件前後の保険だが、市民が安心して活動に参加でき、市民活動を活性化するには必要である。補償対象の拡充を図ればさらに有効性は高まる。
	平成18年度			
	平成19年度	〃	新保険制度移行するため、関連各課や市民に積極的にPRしていく。	自治会活動のみならず、市民活動を包括的に補償する新保険制度移行のための具体的準備を進めることができた。
	平成20年度	市民が善意で行った社会貢献活動から発生する賠償事故や障害事故を補償していくことは、活動を安心して行っていくためにも求められているが、補償対象とする活動の範囲の拡大については、市の負担増もあることから慎重に検討していく必要がある。	次年度も継続し制度の周知を図っていく。	制度スタート初年度として、積極的にPRした結果、徐々に認知されてきた。
	平成21年度	〃	〃	徐々に制度の周知が図られ、問合せが多くなっている。制度により市民活動中の事故についての心配が軽減される一方、年間の請求件数は10件ほどであり、制度開始当初に懸念された請求額の大幅な増加はない。
	平成22年度	自治会活動総合保険から市民活動総合保険に制度を改めて、3カ年経過し、市民にも周知が図られてきてはいる。善意で行った社会貢献活動から発生する賠償事故や障害事故を補償していくことは、安心して活動するためにも必要不可欠である。なお、補償対象とする活動の範囲の拡大については、市の負担増もあることから慎重に検討していく必要がある。		
	平成23年度	市民団体が安心して社会貢献活動するためには、市民活動総合補償制度は必要不可欠であり、今後も引き続き行政が支援していかなければならない。また、不慮の事故が発生した場合にも迅速に対応するとともに、補償内容の充実や保険対象になる活動の範囲についても今後検討を要する必要がある。		
	平成24年度	市民活動総合補償制度は、市民活動団体等の方が安心して社会貢献活動するために必要不可欠であり、行政が引き続き支援していかなければならないと位置づけをしている。また、補償内容の拡充について、過去に偶然、不慮の事故等に遭われた場合を考慮しつつ、今後の事故等における対応を検討する必要がある。		
	平成25年度			
	平成26年度			
	平成27年度			

4 ■ 事務事業の総合評価結果

4－1 総合評価の結果		結果	審査会による改善方向の指示
	平成18年度	B	対象範囲や補償内容の拡充について検討すること。
	平成19年度	A	積極的な情報発信を行うこと。 (制度の立上げの目的は完了したことから、平成20年度に進行管理のあり方を検討する。)
	平成20年度	A	継続して事業を進めること。
	平成21年度	A	継続して事業を進めること。
	平成22年度	A	継続して事業を進めること。
	平成23年度	A	継続して事業を進めること。
	平成24年度	A	継続して事業を進めること。
	平成25年度		
	平成26年度		
平成27年度			